

市立神功こども園 移管先法人公募に係る質問に対する回答（令和8年10月9日時点）

No.	項目	該当ページ・番号	質問内容	回答
1	開園・保育時間	募集要項 P.2 6 移管後の開園・保育時間等	教育・保育の共通時間を午前9時から午後2時に設定すれば、その他の例えば2・3号の標準時間等については法人で定められるという理解でよろしいでしょうか。	開園・保育時間等については、募集要項に示す一覧表のとおり時間設定を最低限行っていただいた上で、特別保育事業の時間の延長等、更なるサービスアップを図っていただくことは可能です。
2	施設整備	別紙7 P.2 2 新園舎建設予定地及び建設時期について	奈良市旧神功小学校跡地の現在の状況と、新園舎建設の際に残存物があるかを教えていただきたいです。また敷地図等土地の資料をご提供いただけないでしょうか。	小学校跡地については、現在、造成工事中です。 募集要項記載のとおり防火水槽が設置されていますが、その他、図面等において新園舎建設予定地に残置物等は確認できません。ただし、今後の造成工事や実際の施設整備等を進める中で地中から発見される可能性はあります。 敷地図等については、お問合せいただいた法人に対し個別に資料提供します。
3		別紙7 P.2 2 新園舎建設予定地及び建設時期について	新園舎建設予定地について、造成工事の完了時期、法人への敷地引渡し時期及び着工可能時期をご教示ください。	造成工事は令和9年6月下旬の工事完了を予定しております。法人への敷地引渡し時期および着工可能時期については、造成工事の進捗状況に応じて、本市と協議の上決定します。
4		別紙7 P.2 3 雨水流出抑制施設の設置について	雨水流出抑制のために必要となる調整池等の容量について、想定値又は算定条件をご教示ください。併せて、関係する協議先や必要な手続があればご教示ください。	容量や算定条件及び関係する協議先や手続き等については、提供する開発協議図面等を参考に、法人の責任により適切にご対応ください。
5		別紙7 P.3 5 その他留意事項（1）	園庭面積1,500㎡の算定に、雨天時にも園児が活動できる屋根付きのピロティ部分を含めることは可能でしょうか。算入できる場合は、算定方法及び満たすべき条件をご教示ください。	屋根付きのピロティ部分を園庭面積に含めることについては、建築基準法や認可基準等を満たし、適切な園庭として認められるものであれば可能です。
6		—	・その他 敷地の形状について こども園の敷地区画の正確な平面形状、境界、隣接地との高低差及び既存擁壁の位置・種別・高さ・構造等を確認できる測量図その他の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	お問合せをいただいた法人に対し、個別に資料提供します。
7		—	・その他 敷地の乗入れについて こども園への道路からの自動車進入口について、位置、数、幅員その他の指定はありますでしょうか。指定がある場合はその内容をご教示ください。	お問合せをいただいた法人に対し、個別に資料提供します。
8		—	・その他 敷地条件・インフラ 地盤調査報告書、測量図、地中埋設物、地耐力、土壌等に関する資料の提供は可能でしょうか。また、上下水道、電力、ガス、通信等の引込位置・容量及び整備費の負担区分をご教示ください。	提供する開発協議図面等の資料よりご確認ください。また、上下水道や電力等の各種インフラの引込位置や容量等に関して、必要に応じて新たに整備や増設を行う場合の費用は、全て法人負担となります。
9		—	・その他 送迎・駐車場 送迎用駐車場、一時停車スペース、職員駐車場、園バス乗降場及び駐輪場について、必要台数・配置基準・道路管理者との協議条件等の指定はありますでしょうか。	送迎用駐車場の必要台数は、募集要項に記載のとおりです。その他、職員駐車場は建設予定地以外での確保を想定しており、一時停車スペース、園バス乗降場及び駐輪場についても設置は必須としないため、必要に応じて設定の上、ご提案ください。設置にあたっては関係機関等と必要な協議を行ってください。

10	施設整備に関する補助金	別紙7 P.3 6 施設整備に関する補助について (2) 補助対象経費	対象経費・対象外経費・補助上限額をご教示ください。物価上昇や設計変更等により事業費が増額した場合の負担区分及び補助金額の変更可否についてもご教示ください。	施設整備費補助金の対象経費や対象外経費、算定方法等は国の要綱等をご確認ください。物価上昇や設計変更等により事業費が増額した場合の追加交付や補助金額の増額は原則として行わず、増額は全額法人のご負担となります。
11		別紙7 P.4 6 施設整備に関する補助について (5)補助金の参考値	土地借料加算、特殊付帯工事加算は対象外でしょうか。	特殊付帯工事加算は整備内容により対象となる場合があります。土地借料加算については、施設整備期間中において、無償貸付となるため、対象外となります。
12		別紙7 P.4 6 施設整備に関する補助について (6) 補助金の交付時期	施設整備費補助金の内示時期について、現時点で想定されている時期をご教示ください。また、補助対象となる実施設計費は補助内示後の契約が必要とされていますが、内示時期により実施設計期間や工事工程に影響が生じる場合、法人選定後に本市と工程変更（実施設計着手時期、工事着工・竣工時期等）を協議することは可能でしょうか。	施設整備費補助金の内示時期については、現時点では令和9年4月又は6月を想定しております。ただし、国の協議状況や法人の検討状況等により前後する可能性があります。また、内示時期やその他の事由により、実施設計期間や工事工程に影響が生じた場合も、令和11年4月の開園に遅延が生じないようにしてください。なお、具体的なスケジュール調整等が必要となった場合は、速やかに本市と協議を行ってください。
13	応募方法提出書類	別紙3 P.1 1 選定方法について (2)現地調査	法人が現に運営している認定こども園等の現地調査の認定こども園の種別は幼保連携型等の指定はございますでしょうか。	種別に指定は設けておりませんが、現地調査対象園については、協議の上、本市が決定します。
14		別紙3 P.1 1 選定方法について (3)第二次審査	ヒアリング審査における応募法人の参加人数に制限はありますか。また、設計者等の外部協力者の同席可否を含めてご教示ください。	特に人数制限は定めておりませんが、5名を超える場合は、会場規模等を考慮し、制限する場合があります。また、外部協力者の同席を妨げるものではありません。
15		応募書類 様式1 応募書類一覧表 3-1	理事会の議事録の写しにつきまして、応募書類締切までに製本・理事の押印まで完了しない場合、締め切りまでに製本、理事の押印がない写しを提出、その後差替えの対応でよろしいでしょうか。	応募書類の提出期限後の変更及び追加は、原則として認められません。
16		応募書類 様式1 応募書類一覧表 3-6	納税証明書の種類は指定ございますでしょうか。	特段の指定は設けておりません。国税・地方税等の滞納がないことが確認できる証明書をご提出ください。
17		応募書類 様式4-6 園長予定者等の履歴書	園長、主幹保育教諭の経験年数の算定は移管年月日の令和11年4月1日時点の理解でよろしいでしょうか。	応募書類に記載のとおり、令和8年4月1日時点で満たしておく必要があります。
18		応募書類 様式4-9 施設整備等の計画	「施設整備等の計画についての添付資料」について、資料の種類ごとの枚数制限又は添付資料全体の枚数制限はありますか。併せて、提出可能なファイル形式や容量等の指定があればご教示ください。	資料の種類ごとの枚数制限や添付資料全体の枚数制限の指定はありません。また、提出いただく際のファイル形式や容量等についても特段の指定は設けておりませんが、要点を絞って簡潔に作成ください。また、ファイル形式や容量等について、一般的なPCで閲覧できる形式でご提出ください。閲覧できない場合は変更をお願いする場合があります。
19		応募書類 様式4-9 施設整備等の計画	「施設整備等の計画についての添付資料」に添付する図面について、縮尺、用紙サイズ、図面の種類、カラー使用の可否その他の表現上の制限はありますか。指定がある場合はご教示ください。	用紙サイズについては、募集要項に記載のとおりです。図面の縮尺、種類、カラー使用の可否等について、特段の制限は設けておりません。ただし、計画内容が正確かつ明瞭に判読できるよう、適切な縮尺を用いて作成ください。
20		別紙4 P.4 3 移管に関する主なスケジュール	保護者説明会及び三者協議会の設立時期が令和10年4月と示されていますが、設計内容や工事計画に保護者の意見を反映するため、法人選定後又は工事着工前に前倒しして開催・設立することは可能でしょうか。可能な場合、市として想定される実施時期及び進め方をご教示ください。	三者協議会の設置前であっても、設計内容や工事計画等に関して保護者への説明や協議を行う場を設定することを妨げるものではありません。具体的な実施時期や進め方については、法人選定後、本市との協議を行った上で決定します。
21	その他	－	その他：動物の飼育は可能でしょうか。	市立園から民間移管される主旨を踏まえ、動物の飼育に伴う保護者への新たな金銭的負担増とならないことや、特に周辺住民への環境悪化（鳴き声や臭い等）が生じないようご配慮ください。その上で、衛生管理、アレルギーへの配慮、安全性の確保等を十分に図り、三者協議会等において保護者の理解を得て、適切な管理のもとで実施されるのであれば、動物の飼育を妨げるものではありません。